

ブックディテクションシステム

仕 様 書

放送大学群馬学習センター

令和元年12月

I. 仕様書概要説明

1. 導入の目的

ブックディテクションシステムは、図書室の主要なセキュリティ・システムの一つであり、退室時に貸出手続きを経た図書以外の持ち出しを防止する等の機能を有するゲート管理システムである。

群馬学習センター（以下「センター」という。）において既設置のシステムが老朽化のため更新するものである。

2. 購入品名及び構成内訳

ブックディテクションシステム	1 式
内訳	
通路ベースユニット	1 式
GATE CONTROL KIT	1 式
ゲートアーム	2 式
ゲートボックス	2 式
発報送受信(アラーム)キット	1 式

以上、搬入・据付・配管・配線・調整及び既存機器撤去を含む。（詳細については「II 購入物品に備えるべき技術的要件」に示す。）

II. 購入物品に備えるべき技術的要件

ブックディテクションシステム 1 式

- 1-1 センター図書室で図書資料に挿入している磁気タグに感知する機能を有する検知方式を採用していること。
- 1-2 本体部は、利用者の安全を考慮した材質、形状であること。
- 1-3 通路幅は、車椅子の通行が可能なよう 900mm 以上であること。
- 1-4 通路部は、床面との高低差のない平坦なものであること。
- 1-5 利用者のスペース確保のため本体部の奥行きは 660mm 以内あること。
- 1-6 また十分な検知を行いかつ圧迫感をなくすためパネルの高さは 1850mm 以内、厚みは最大 80mm 以内あること。
- 1-7 利用者が通過する際に、貸出処理がなされていない資料をブックディテクションシステムが検知した場合、即座に警告音を発して警告ランプを点灯すること。

- 1-8 ゲートアームにタトルテープの装着した本を近づけただけでは発報しない機能を有すること。(ゲートアーム内に人がいる状況で処理されていないタグを検知した場合のみ発報すること。)
- 1-9 警告音の音量の選択が可能であること。
- 1-10 衣類やカバンの中に入れた資料も探知できる精度の高いものであること。
- 1-11 AV資料(ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD等)にも対応できること。
- 1-12 利用者を入口、出口と分けて入室を誘導するためゲートアームを2個所に設置すること。
- 1-13 ゲートアームは利用者に安全なものとするため、ゲートアーム自体は樹脂製とする。
- 1-14 発報した際、出口側ゲートアームをロックさせる機能を持つこと。またゲートアームロック時間を選択できること。
- 1-15 ブックディテクションシステムの発報に際し、利用者を動揺させないよう赤色以外の色選択が可能なこと。
また、図書室職員が認知しやすいようアラームのパターンと長さが変更できること。
上記はPCを用いユーザーでも変更が出来る仕様とすること。
- 1-16 人数カウンターを有し電源ボックスに配置すること、退室人数を表示が可能なこと。(PCと接続しカウンターのリセットが出来ること。)
- 1-17 電源ボックスのサイズは場所を取らないように W265mm×H300mm×D220mm 以内であること。
- 1-18 ペースメーカーなどの医療器具に誤作動を生じさせない機能を有すること。
- 1-19 コンピュータや配線などから出るノイズに強く、誤作動が生じない機能を有すること。
- 1-20 電磁波の影響が少ない機器を納入するため、JEAS(日本万引システム協会)が発行するEASマークを貼付のこと。
- 1-21 設置環境に合わせて、検知感度を検知パネルごとに調整できる機能を有すること。
- 1-22 センター図書室採用のタトルテープの安定運用のためタトルテープの製造・販売元(ビブリオテカ・ジャパン株)による感知が可能である旨の証明を提出すること。
- 1-23 無断持ち出しを検知した場合、発報送受信(アラーム)キットにより事務室でも確認できること。

Ⅲ. 性能、機能以外に関する要件

1. 設置条件等

1-1 納入期限

令和2年3月31日

1-2 設置場所

放送大学群馬学習センター図書室

1-3 搬入、配線、配管、据付、調整

機器の搬入、配線、据付、調整を行い、各機器の動作確認を行うこと。配線、接続について必要とする関連機器は本調達に含まれる。

(1) 機器の搬入、配線、配管、据付、調整については、センターの職員と協議の上行うこと。

また、撤去した既存機器は、センター職員の指示する場所に運ぶこと。

(2) ブックディテクションシステムについては、防犯タグの信号を検知する為の機器（オシロスコープ等）による測定を行い、添付前に設置環境について問題がないか確認を行うこと。

2. 保守体制

2-1 本調達物品の保証期間は、検査完了後1年とし保証期間中に材料及び製作上の過失によって生じた故障及び不具合等については、無償で修理を行うこと。但し、使用上の誤りや、火災、地震その他天災による故障及び破損は、除く。

2-2 システムの使用方法及び保守に関する講習は供給者の責任において無償で行うこと。

3. 障害支援体制等

3-1 平日（土、日祭日、年末年始の休日以外）の9時から17時までにおいてシステムに障害が発生した場合、迅速に対応できる体制であること。

3-2 上記3.（1）以外の時間に発生した障害の連絡がFAX及び電子メールでできる窓口を有すること。

4. その他

4-1 教育体制等

(1) 職員に対する導入時教育訓練は、本学が指定する日時、場所で行うこと。

(2) 電子メールによる問い合わせ窓口を有すること。

4-2 説明書・マニュアル等

操作マニュアルは、日本語版で冊子1部及び電子マニュアル1部を提供すること。